

新基準水道メーター（新 JIS 規格）への対応 Q&A

Q1

計量法（省令）改正による新基準水道メーターの概要について伺います。

A1

経済産業省は正確な計量器を供給するため、計量法の省令として「特定計量器検定検査規則」を定めています。平成 17 年 3 月 30 日付けの省令改正では、水道メーター等の特定計量器を検定・検査するための技術基準について、「日本工業規格（JIS B 8570-2）による」と改めました。これには、JIS 規格の引用によって計量器の技術進歩に応じた速やかな対応を容易にする、また、国際整合化を推進するという目的があります。

今回の省令改正による新基準水道メーターは、「性能についての選択制導入」と「計量精度の向上」に大きな特長があります。

（1）性能についての選択制導入について

現在（旧基準）の水道メーターは、口径ごとに標準流量（ Q_p ）、使用最小流量（ Q_{min} ）等の性能が決まっています。新基準の水道メーターは、まず定格最大流量（ Q_3 ）を選び、次に計量範囲（ $Q_3/Q_1=R$ ）を選択することによって定格最小流量（ Q_1 ）が求められます。

このように新基準では、使用目的、用途、経済性等を考慮して水道メーターの性能要件（ Q_3 ， Q_3/Q_1 ）を選択できるようになります。

（2）計量精度の向上について

新基準の 2 つ目の特長は、器差（計量値から真実の値を減じた値のその真実の値に対する割合）の許容値の $\pm 5\%$ 流量域が狭められ、逆に $\pm 2\%$ 流量域が広がることです。これは計量精度がより向上することにつながります。詳しくは「水道メーターの選び方」（日本水道協会）をご覧ください。

（3）計量法（省令）改正に伴う新基準水道メーターへの移行について

新基準の水道メーターに移行する期間は下図のとおりです。

旧基準水道メーターの製造及び旧基準による検定期限は、平成 23 年 3 月 31 日までとなっています。また、現在設置されている水道メーターは、平成 23 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 8 年間で順次、新基準水道メーターに切り替えていくことになります。

